



# IFRS Topics

January 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

## 非現金資産の株主への分配に関する IFRIC のガイダンス

IFRIC 解釈指針第 17 号「非現金資産の株主への分配」(IFRIC 第 17 号)が公表されたことによる影響について、中東ヨーロッパ PwC グローバル・アカウンティング・コンサルティング・サービス・グループのパートナー、Ago Vilu が解説します。

国際財務報告基準(IFRS)において株主との取引はこれまでずっと不明瞭な分野であったため、適用に関して多くの問題が提起されてきました。IFRS で示されているガイダンスは、株主としての資格において行動する株主との取引を資本に反映させることを要求している IAS 第 1 号「IFRS の初度適用」の中の 1 つのパラグラフだけでした。この結果、実務に多様性が生じることになりました。国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)は、事業分離やその他の「非現金による」の分配に関するガイダンスを求める声に対応して、2008 年 11 月に IFRIC 第 17 号「非現金資産の株主への分配」を公表しました。

### 範囲

IFRIC 第 17 号の適用範囲は狭く、以下のように詳細に定義されています。

- 株主との取引は大きく分けて交換取引と一方的譲渡取引の 2 つに定義されます。一方的譲渡取引(non-reciprocal transfers)は一般に、拠出または分配と言われるものです。企業とその株主との間の交換取引については IFRIC 第 17 号では規定されていません。これは、このような取引には複数の関連当事者間取引の測定が含まれ、これは一つの解釈指針では対応できないほど広範な課題であると考えられているからです。さらに IFRIC 第 17 号は、実務における多様性は主に非現金資産の分配および非現金資産か現金かが選択できる分配に関して生じると説明しています。したがって、IFRIC 第 17 号の適用範囲は、これらの種類の分配に範囲が限定されています。この結果、非現金資産の株主への一方的譲渡取引は IFRIC 第 17 号の適用範囲となりますが、一方で、同じ資産を株主に市場価格以外の価格で売却する取引は適用範囲外となっています。
- IFRIC 第 17 号の適用は、すべての株主が平等に扱われる場合の分配に限定されます。これは、IFRIC の考え方によれば、同じ種類の持分金融商品の所有者が全員平等に扱われないということは、分配を受取る一部の株主が企業および／またはその他の株主に対して実際に何かをあきらめることを意味し、そのような分配は実質的に交換取引を表しているからです。
- IFRIC 第 17 号は、分配された資産にかかる支配に変動をもたらす分配に対してのみ適用されます。この規定により、最終的に 1 名以上の当事者が支配する企業による分配は、事実上すべて適用範囲外となります。これは、IFRIC の考え方によれば、資産が分配前および分配後のいずれにおいても最終的に同一の当事者等により支配される場合の分配は、純粋な配当支払いを目的としてではなく、資産グループの再編成を目的として行われることが多いからです。さらに、IASB が議題に共通支配下取引を加えたことで、IFRIC は IFRIC 解釈指針では共通支配下の分配を扱わないことが適切だと考えました。
- 支配の変動に関する規定では、分配を行う企業が支配する子会社への部分的な分配を適用範囲外としています。IFRIC 第 17 号は、このような分配は非支配株主との取引として適格であり、IAS 第 27 号に従って会計処理することを明確にしています。

支配の変更に關する規定の具体的事例は以下のとおりです。

### 事例1

企業 A の所有者は一般株主です。企業 A は単一の株主(または契約上の合意により一括りにされた株主グループ)による支配を受けていません。企業 A は、100%子会社である企業 B における自己持分をすべて自社の株主に分配しています。この取引は、IFRIC 第 17 号の適用範囲に含まれます。

### 事例2

企業 C の所有者は一般株主です。企業 C は単一の株主(または契約上の合意により一括りにされた株主グループ)による支配を受けていません。企業 C は、100%子会社である企業 D における自己持分の一部を自社の株主に分配していますが、企業 D における支配持分を維持しています。この取引は IFRIC 第 17 号の適用範囲外です。

### 事例3

企業 E の所有者は一般株主です。契約上の合意により一括りにされた株主グループが企業 E を支配しています。この他に、非支配株主も存在しています。企業 E は、100%子会社である企業 F における自己持分のすべてを自社の株主に分配しています。ここでのすべての取引、すなわち支配株主への分配とその他の株主への分配は、どちらも IFRIC 第 17 号の適用範囲外です。

## 認識および測定

IFRIC 第 17 号は、未払配当は、配当が適切に承認され、もはや企業の裁量が及ばなくなった時点で認識しなければならないことを明確化しています。この認識日は国によって異なります。例えば、その国で株主の承認が要求されている場合、当該負債はかかる承認が行われるまでは認識されません。株主承認が要求されない場合には、かかる未払配当は通常、配当宣言が行われた時点で認識されます。

未払配当は、分配される純資産の公正価値で計上されます。決済方法が選択できる場合には、経営者は、それぞれの決済方法による公正価値およびそれぞれの実施可能性を検討しなければなりません。分配される純資産が事業を構成する場合には、当該事業を構成する純資産の個別の要素(のれん、識別可能な無形資産、偶発債務など)の公正価値ではなく、当該事業の公正価値で負債を測定します。分配に係る負債は、各報告日に公正価値で再測定され、測定による調整額は資本に計上されます。

IFRIC は、一部の分配(非公開会社に対する所有持分など)についてはその公正価値がすぐには入手できない場合があることを認識していましたが、測定原則の適用除外を定めませんでした。したがって、経営者はあらゆる分配の金額を測定できると想定されています。さらに、IAS 第 18 号によれば受取配当は公正価値で測定されます。このように当解釈指針は、分配を行う企業に対して分配の受領者と比べてより負担になる規定を課していません。

IFRIC 第 17 号は、配当を行う企業に対し、未払配当の帳簿価額と分配された純資産の帳簿価額との差額を損益に認識するよう要求しています。この差額は、独立した項目として表示しなければなりません。分配された資産の公正価値の下落はすべて、関連する IFRS の減損に關する規定の適用対象であるため、この差額は常に「貸方」に表示されることとなります。したがって IFRIC 第 17 号は事実上、株主に分配された非現金資産にかかる過去の未実現利益を認識するよう要求しています。

IFRIC は、損益に認識するか持分に認識するかについて、関係者から特にコメントを募集し、この 2 つの選択肢となるアプローチを慎重に検討しました。また IFRIC は、IAS 第 1 号のもとでは、株主への分配は資本に計上されることを認識しています。同時に IFRIC は、問題となる差額は分配自体から生じるものではなく、分配予定の資産の公正価値の変動を表すものであると結論づけました。IFRS(例えば IAS 第 16 号、IAS 第 38 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 5 号など)では、かかる変動は当該資産が認識中止となった時点で損益に反映しなければならないとされています。さらに IFRIC は、損益に認識するアプローチによれば、企業が資産を売却し、その売却益を株主に現金で分配した場合と同様な会計的效果が得られると指摘しています。したがって、損益での認識こそが取引の経済的実質を最もよく反映するアプローチであると言えます。

## 付随する IFRS 第 5 号の改訂

企業がいったん資産を株主に分配することを確約すると、当該資産の帳簿価額はもはや資産の継続的使用によっては回収できないものとなります。このため IFRS 第 5 号は、分配を目的として保有する資産として扱われるよう改訂される予定です。改訂 IFRS 第 5 号では、分配を目的として保有する非流動資産を、帳簿価額または公正価値から分配費用を差引いた金額のいずれか低い方の金額で測定することが要求されます。また、IFRS 第 5 号は「確約日」を基準に適用されます。確約日とは、当該資産が原状有姿で即時分配できるようになり、かつその分配の可能性が非常に高くなった時点をいいます。

## 適用日および経過規定

IFRIC 第 17 号およびこれに伴う IFRS 第 5 号の改訂は、2009 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度に適用されます(すなわち、12 月決算会社においては 2010 年度)。早期適用も認められています。IFRIC は、負債の公正価値測定をめぐる潜在的な問題を認識しており、このため当解釈指針を将来に向かって適用することを要求しています。

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号  
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)  
電話: 03-6858-0179(直通)  
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.